

別紙 3
鶴居村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

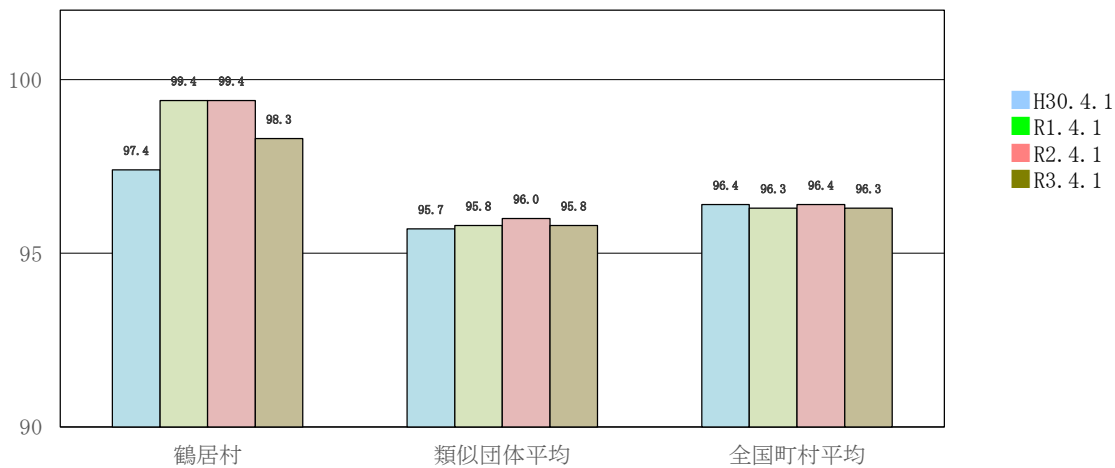
区 分	住民基本台帳人口 (3年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 1年度の人件費率
2年度	人 2,520	千円 5,425,770	千円 75,352	千円 693,800	% 12.8	% 10.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	人 63	千円 207,665	千円 45,678	千円 89,870	千円 343,213	千円 5,447	千円 5,370

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
※ 3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況（人事委員会を設置していないため該当なし）

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A-B	勧 告 (改定率)		
2年度	円	円	円 (%)	%	%	%

- (注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較 差 A-B	勧 告 (改定月数)		
2年度	月	月	月	月	月	月

- (注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し
[☒ 実施 ☐ 未実施]
実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））
(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.0%引下げ。
激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し
(支給割合) 国基準0%に対し、鶴居村においても0%。

③その他の見直し内容
該当なし

(6) 特記事項
なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（3年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鶴居村	39.3 歳	294,726 円	348,201 円	330,739 円
北海道	42.9 歳	319,400 円	388,468 円	361,537 円
国	43.0 歳	325,827 円	— 円	407,153 円
類似団体	40.8 歳	294,552 円	336,876 円	323,491 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

- ②技能労務職
なし
- ③教育職
なし

(2) 職員の初任給の状況（3年4月1日現在）

区分		鶴居村	北海道	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円	150,600 円
技能労務職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（3年4月1日現在）

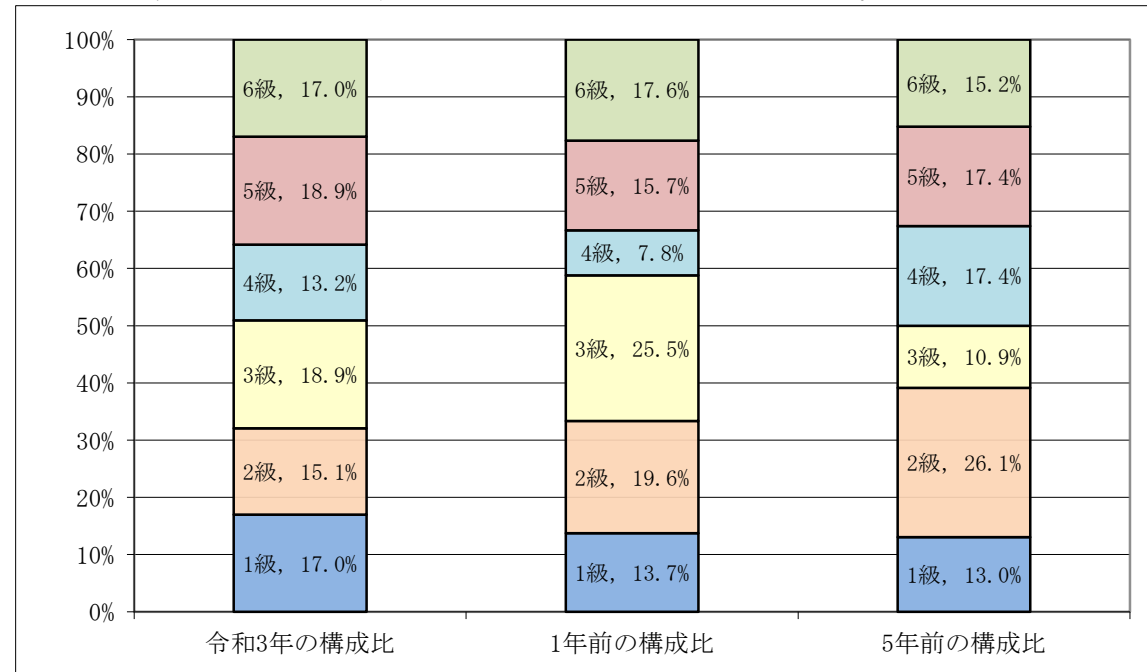
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	253,500 円	— 円	396,800 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	375,400 円
技能労務職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（3年4月1日現在）

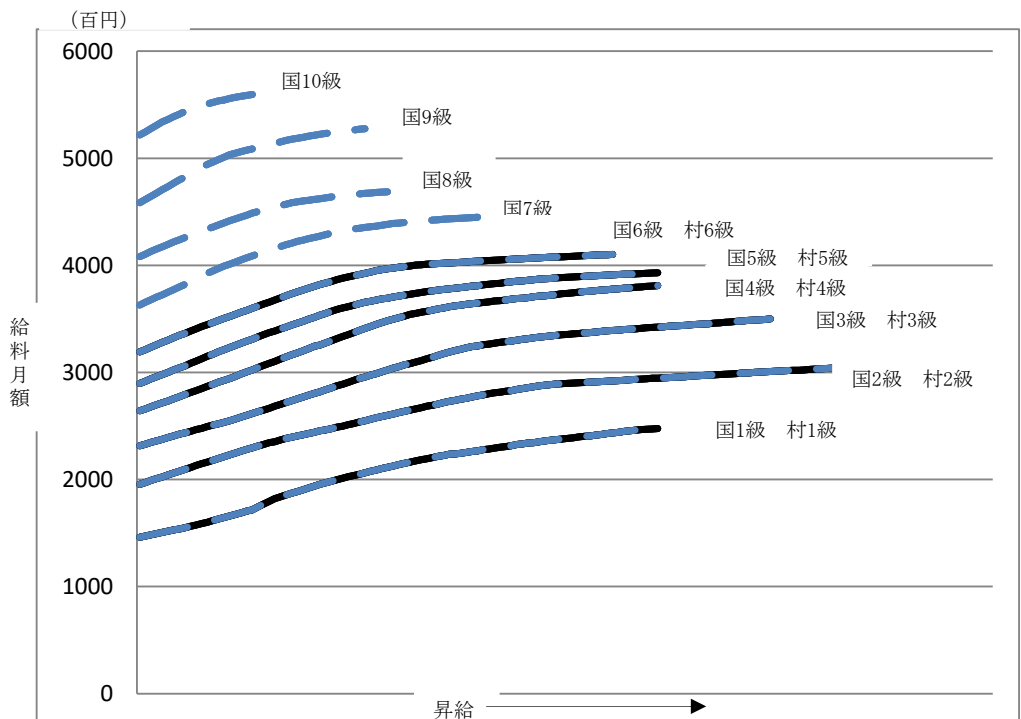
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	9人	17.0%	146,100円	247,600円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	8人	15.1%	195,500円	304,200円
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	10人	18.9%	231,500円	350,000円
4級	特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う係長及び主査の職務	7人	13.2%	264,200円	381,000円
5級	課長補佐又はこれに相当する職務	10人	18.9%	289,700円	393,000円
6級	課長又はこれに相当する職務	9人	17.0%	319,200円	410,200円

(注) 1 鶴居村一般職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鶴居村	北海道	国
1人当たり平均支給額（2年度） 1,504 千円	1人当たり平均支給額（2年度） 1,648 千円	1人当たり平均支給額（2年度） － 千円
(2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55) 月分 1.90) 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55) 月分 1.90) 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55) 月分 1.90) 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（3年4月1日現在）

鶴居村	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2～45%加算) (退職時特別昇給 なし)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2～45%加算)
1人当たり平均支給額 － 千円（該当者なし）	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に定年退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（3年4月1日現在）

支 給 実 績（2年度決算）			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
なし	－ %	－ 人	－ %

(4) 特殊勤務手当 (3年4月1日現在)

支給実績 (2年度決算)		—		千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)		—		円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (2年度)		—		%
手当の種類 (手当数)		—		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—	—

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (2年度決算)	8,019	千円
職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)	171	千円
支給実績 (1年度決算)	7,761	千円
職員1人当たり平均支給年額 (1年度決算)	169	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (3年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	扶養親族 ・1人 6,500円 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 ・1人 10,000円 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 ・1人 5,000円加算	同じ		千円	円
				7,536	243,096
住居手当	・持家 7,500円 ・借家 27,000円以内	異なる	・持家 無し ・借家 12,000円以上28,000円以内	8,383	158,179
通勤手当	・通勤距離が片道2km以上の場合 15km/円×21日	異なる	・距離に応じて定額	1,155	115,502
管理職手当	管理職員が対象 ・課長補佐職 8% ・課長職 10%	異なる	・職務の級及び区分により定額	8,374	418,736
寒冷地手当	・世帯主 (扶養有) 131,900円 ・世帯主 (扶養無) 72,900円 ・その他 51,700円	同じ		6,136	104,013

5 特別職の報酬等の状況 (3年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	村 長	782,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額
		(円)	828,000 円 / 498,000 円
	副村長	649,000 円	
		(円)	667,000 円 / 457,000 円
報酬	議 長	307,000 円	318,000 円 / 186,300 円
		(円)	
	副議長	246,000 円	265,000 円 / 129,600 円
		(円)	
	議 員	193,000 円	257,000 円 / 109,000 円
		(円)	
期末手当	村 長	(2年度支給割合)	
	副村長	4.45 月分	
	議 長	(2年度支給割合)	
	副議長	4.45 月分	
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	村 長	給料月額×勤続期間×5.126月	16,034,128 円 任期满了時
	副村長	給料月額×勤続期間×3.234月	8,395,464 円 任期满了時
	備考		

(注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

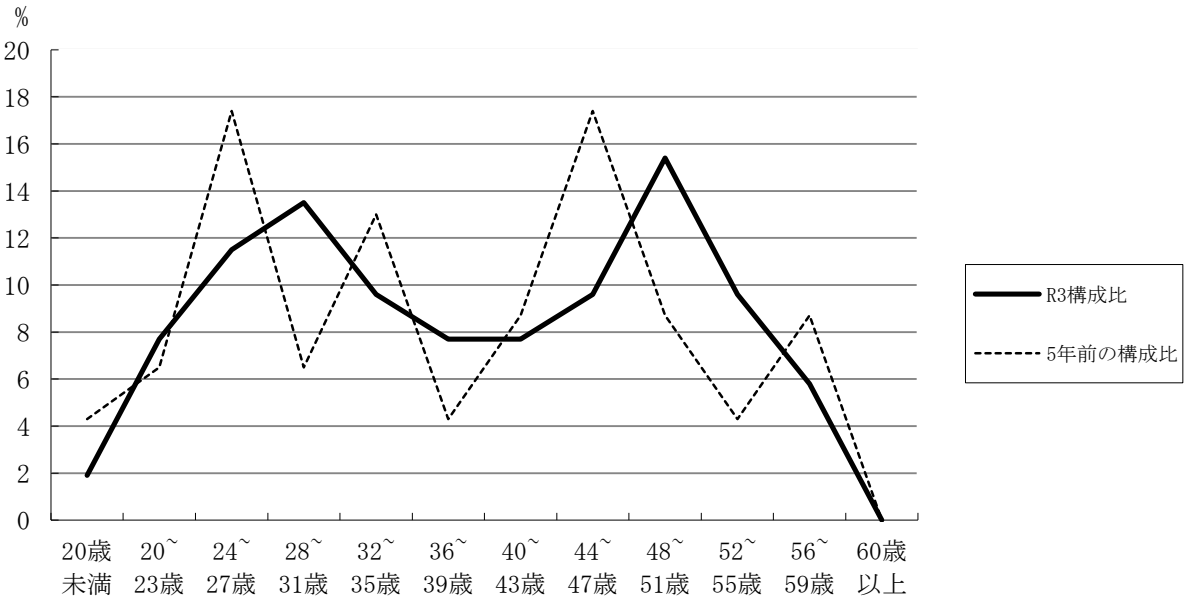
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和2年	令和3年		
普 通 会 計 部 門	一 般 会 計 部 門	議会	2	2	0
		総務	16	18	2
		税務	3	3	0
		農林水産	6	7	1
		商工	2	0	-2
		土木	4	4	0
		民生衛生	10	10	0
		計	53	54	1
					<参考> 人口1万当たり職員数 214.29 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 196.56 人)
	教育部門		7	7	0
	消防部門		—	—	
	小計		60	61	1
					<参考> 人口1万当たり職員数 242.06 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 231.73 人)
公 営 会 社 等 部 門	水道		1	1	0
	下水道		1	1	0
	その他		4	4	0
	小計		6	6	0
合計		66	67	1	<参考> 人口1万当たり職員数 265.87 人
		[69]	[69]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (3年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 1	人 4	人 6	人 7	人 5	人 4	人 4	人 5	人 8	人 5	人 3	人 0	人 52

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	28年	29年	30年	1年	2年	3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		47	52	51	51	53	54	7 (14.9 %)
教育		6	6	6	7	7	7	1 (16.7 %)
消防		—	—	—	—	—	—	()
普通会計計		53	58	57	58	60	61	8 (15.1 %)
公営企業等会計計		5	5	5	5	6	6	1 (20.0 %)
総合計		58	63	62	63	66	67	9 (15.5 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。